

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	健康増進課	整理番号	2-5
処分の種類	喫煙目的室設置施設が設置要件を満たしていないとき、喫煙目的室の構造又は設備が技術的基準に適合しなくなったときに関する命令			
根拠法令条例等・条項	健康増進法第36条第4項			
処分の概要	<p>・喫煙目的室設置施設が設置要件を満たしていないと認めるときは、掲示された標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置が要件を満たすまでの間、当該施設の供用の停止を勧告し、これに従わなかったときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。</p> <p>・喫煙目的室の構造又は設備が技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、掲示された標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室の構造及び設備が技術的基準に適合するまでの間、当該室の供用の停止を勧告し、これに従わなかったときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(過去に処分実績がないか、又は稀であり、あらかじめ法令の定め以上に具体化した処分基準を設定することが困難)</p> <p>【参考】健康増進法 (喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告、命令等) 第三十六条 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同号の政令で定める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識(喫煙目的室設置施設に複数の喫煙目的室が設置されている場合にあっては、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときに限る。)を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			